

別表3 要綱第5(2)及び(3)の取扱い

<p>返還額</p>	<p>第5(2)及び(3)の場合における返還すべき額は、下記のとおりとし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。なお交付申請の時点で、あらかじめ、休止及び定員の減少が明らかな場合は、実際の稼働月数及び定員に応じた助成額を算出し交付申請すること。</p> <p>○廃止(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに廃止)の場合 全額返還とする。</p> <p>○休止の場合 返還前の助成額から、実際の稼働月数に応じた別表1の「調整率」を用いて算出された助成額を差し引いた額 例:休止の予定の無かった定員30人の通所介護施設が、令和5年9月10日から令和5年9月30日まで休止することとなった場合 返還前の助成額:5,000円×30人=150,000円 実際の稼働月数に応じた助成額:5,000円×30人×調整率5/6=125,000円 →返還額:150,000円-125,000円=25,000円</p> <p>○定員の減少の場合 返還前の助成額から、実際の定員数に応じて算出された助成額を差し引いた額 例:令和5年4月1日から令和5年9月30日まで定員30人の予定であった通所介護施設が、令和5年9月に定員を20人まで減少することとなった場合 返還前の助成額:5,000円×30人=150,000円 実際の稼働月数に応じた助成額:(833円×30人×5か月)+(833円×20人×1か月)=141,610円改め141,600円 →返還額:150,000円-141,600円=8,400円</p>
------------	---